

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月5日 10時30分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市臼簀崎北西方沖 臼簀崎灯台から真方位349° 700m付近 （概位 北緯32° 44.3′ 東経132° 57.8′）
事故の概要	漁船博洋丸は、南南西進中、また、プレジャーボートいれぐい丸は、南南東進中、両船が衝突した。 博洋丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、いれぐい丸は、左舷船首部外板等に割損を生じた。
事故調査の経過	令和2年5月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 博洋丸、2.8トン KO3-27266（漁船登録番号）、個人所有 8.60m (Lr) × 2.12m × 0.70m、FRP ディーゼル機関、102.97kW、昭和60年7月23日 第282-10407号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート いれぐい丸、5トン未満 282-12844高知、個人所有 5.46m (Lr) × 1.79m × 0.84m、FRP ガソリン機関、5.90kW、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月14日 免許証交付日 平成27年6月22日 （令和3年2月14日まで有効） B 船長B 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年4月17日 免許証交付日 平成28年6月15日 （令和4年4月16日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板及び左舷中央部外板に割損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約1m、潮汐 低潮時</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、令和2年5月5日05時30分ごろ土佐清水市中浜の係留場所を出航し、土佐清水市伊佐漁港沖ではがとお引き縄漁を操業した後、09時30分ごろ土佐清水市大浜漁港南方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に到着し、船長Aが両舷及び船尾の竿から仕掛け及び潜航板を取り付けた引き縄を投入し、北北東進及び南南西進を繰り返しながら1回目のはがとお引き縄漁を行っていた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="684 698 1287 1258" data-label="Image"> </div> <p>写真1 A船（両舷の竿は収納された状態）</p> <p>船長Aは、北北東進中に漁獲があったので、3本の引き縄を揚げて魚を取り外したのち2回目の操業を行うこととし、10時23分ごろ本件漁場北端付近で左転して船首を南南西方に向けた際、B船が右舷船首方で漂泊しているのを認め、6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で右舷及び左舷から引き縄各1本を投入しながら、手動操舵で南南西進した。</p> <p>船長Aは、右舷側通路に立ち、右舷からの引き縄の投入を終え、10時26分ごろB船が右舷船首方で漂泊を続けているのを認め、このまま直進すればB船との距離が近くなるので、操縦区画に移動し、B船との通過距離を離す目的で舵輪を操作して針路を左に約10°転じた。</p> <p>船長Aは、B船を避航したのでB船の前路を安全に通過できると思い、後部甲板に移動し、後方に向けて船尾方への引き縄の投入を開始し、同じ針路及び速力で南南西進を続けた。（写真2参照）</p>



写真2 後部甲板での引き縄の投入状況（再現）

A船は、10時30分ごろ、船長Aが後部甲板で引き縄の投入を終えたので操縦席に腰を掛けようとしていたところ、船体に衝撃を感じ、船首方にB船を認めてB船と衝突したことを知った。

A船は、船長Aが両船の損傷状況及び負傷の有無を互いに確認した後、操業を終えて自力で土佐清水市清水漁港に向かった。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時30分ごろ清水漁港を出港して土佐清水市足摺岬沖で釣りを行った後、09時00分ごろ本件漁場に到着し、両舷から引き縄を投入し、本件漁場で引き縄釣りを行っていたものの、釣果が良くなかったので臼簀崎付近の釣り場に移動することとし、10時10分ごろ本件漁場の西方沖に移動して機関を中立とし、漂泊状態で釣り具の片付けを開始した。

B船は、船体中央の右舷側操縦区画に立った姿勢で、左手で船外機のティラーハンドルに繋がった塩ビ管を持った状態で、10時27分ごろ次の釣り場に向け、臼簀崎を船首目標として約3knの速力で南南東進を開始した。（写真3及び写真4参照）



写真3 B船の同型船及び船外機に繋げていた塩ビ管



写真4 B船

船長Bは、南南東進を開始し、左舷後方でA船が引き縄漁を行いながら南南西進しているのを認めた際、B船がA船の右舷船首方に位置しており、船長Aの視界に入っているであろうから、船長AがB船の存在に気付いており、B船に接近してくることはないと思い、A船から目を離して船首目標である臼箸崎を船首方に見ながら操船を続けた。

B船は、船長Bが左舷後方から他船のエンジン音が聞こえたので振り返ったところ、A船が至近に迫っていることに気づき、機関を中立として手すりをつかんだ直後、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。

船長Bは、B船に大きな損傷がないことを確認し、船長Aの連絡先を聞いた後、清水漁港に自力で帰港し、自家用車で海上保安庁に行き、本事故の発生を通報した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、臼簀崎北西方沖を南南西進中、船長Aが、右舷船首方に漂流中のB船を認めた際、針路を左に約10° 転じたことでB船の船首方を安全に通過できると思い、後部甲板で後方に向けて漁具を投入しながら航行したことから、航行を開始して右舷方から接近するB船に気付かないまま、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、臼簀崎北西方沖において漂流した状態から南南東進を開始し、船長Bが、左舷後方でA船が引き縄漁を行いながら南南西進しているのを認めた際、B船がA船の右舷船首方に位置しており、船長Aの視界に入っているであろうから、船長AはB船の存在に気付いており、B船に接近してくることはないと思い、A船から目を離して船首目標である臼簀崎に意識を向けて航行したことから、左舷後方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、臼簀崎北西方沖において、A船が南南西進中、B船が漂流した状態から南南東進中、船長Aが、右舷船首方に漂流中のB船を認めた際、針路を左に約10° 転じたことでB船の船首方を安全に通過できると思い、後部甲板で後方に向けて漁具を投入しながら航行し、また、船長Bが、船長AはB船の存在に気付いており、B船に接近してくることはないと思い、A船から目を離して船首目標である臼簀崎に意識を向けて航行したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流している船舶の前路を航行する場合、同船が発進する可能性があることを考慮し、避航措置をとった後も安全に通過するまで動静監視を継続すること。 ・ 航行中、一方向のみに意識を向けずに、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

